

中世の「ふるまい」の意味について

——『山科家礼記』・『言国卿記』を中心に——

酒 匂 由紀子

はじめに

従来、中世後期の京都における酒屋は、土倉と並んで金融業者であったと位置づけられてきた。にもかかわらず、酒屋が金融業を営んでいた商人だといのであれば、膨大な資本の出処が存在するはずであるものの、それが実はよくわかっていない。さらに、酒屋による金融業の運転資金に造酒の販売があるとすれば、京都の酒屋の酒が大量に購入・消費されなければならないが、そもそも当該期の京都において飲酒する機会がどれほどあったのかという研究はほとんど成されていない状況にある。

かかる研究状況に鑑み、当該期の京都における飲酒の機会を検討すべく古記録類を調べている際に、飲酒と関連して「ふるまい」や「フルマイ」、「振舞」といった語が見られることに気づいた。ここで注意したいのは、この文言が飲酒場面において、必ず使用されているわけではないということである。つまり、「ふるまい」（「フルマイ」・「振舞」を含む）の文言は、何らかの理由によって使用される場合と使用されない場合があるのである。では、「ふるまい」はどのように認識されて使用されてきたのだろうか。

現代の研究において「ふるまい」の語がどのように使用されているのかというと、例えば、文化史研究者である熊倉功夫氏は、コラム「中世

の汁ふるまい」のなかで、『言継卿記』にみえる「汁の振舞」として、富小路資直邸や坊城俊名邸などにて行われた汁講を事例に挙げている^①。しかし、これらの事例の史料中に「ふるまい」の文言はみえないので、史料用語を引用して検討したわけではない。よって同氏は、汁講を開いた者が汁をご馳走したことを「汁の振舞」と定義しているものと見受けられる。

他、中世喫茶文化研究者である橋本素子氏は、「ふるまい」と同義に扱われる「もてなし」に注目され、「もてなしの茶」を説明するにあたり『日葡辞書』を引用されている。その同辞書の「もてなし」の項には、「人を招いて抹茶をたててもてなすこと。またその作法や会合。茶道」と説明されている^②。このことを踏まえて同氏は、「もてなしの茶」の「もてなし」について、抹茶を立てる人が招いた客を接待するものという理解であるとみてとれる。

総合すると、両氏とも「ふるまい（もてなし）」について、招待した者が招待された者に飲み物や食べ物を提供することと位置付けているといえる。このことは『日葡辞書』において、「振舞」が「招宴」（「振舞をする」）宴会を催す」として、また、「振舞ひ、（振舞）ふ、（振舞）うた」についてを「宴会を催す、あるいはご馳走する」（「人を振舞ふ）人を招待する」という説明されていることと符号する。つまり、『日葡辞書』を編纂したイエズス会の宣教師らが来日していた頃の「ふるまい」は「もてなし」

と同義であり、現在の認識とほぼ変わらないということになる。

さて、現代における古典の辞書では、「ふるまい」がどのように説明されているのだろうか。『角川古語大辞典』を確認してみると、「酒食を提供する。馳走をする」と説明されている^③。他、『時代別国語大辞典 室町時代編』における「ふるまひ」の説明では、「人をもてなすべく、自ら宴を催し、馳走すること、またそのもてなし」とある^④。対して「ふるまふ」については、「しかるべき心づかいをして、酒食や金銭を用意し、もてなしたり、慰労したりする」と説明されている。

前述の『時代別国語大辞典 室町時代編』の説明において注目すべきは、「ふるまひ」の説明と「ふるまふ」の説明の内容が少々異なることである。しかしながら、どちらの説明も主語にどのような人が該当するかということについて明確に示していない。中世の身分制社会を考慮すれば、どのような身分の者がどのような意味で使用していたのかを明らかにする必要があるだろう。

以上のことから、応仁・文明の乱前後の「ふるまい」の意味について検討すべく、まずは試論として、同時期に家司と主家の記録がそろっている『山科家礼記』と『言国卿記』を使用して「ふるまい」と「ふるまう」、そして「ふるまわれ」の文言の意味の検討を進めてみたい。

第一章 『山科家礼記』にみる「ふるまい」と「ふるまう」

まずは、『山科家礼記』において、山科家への訪問者や使者らに酒肴を出すことについて、どのように表記されているのかを確認しておきたい。

A、寛正四年（一四六三） 一二月一三日条

長講堂御せうし出来候、さけをのませ候

B、応仁二年（一四六八） 七月七日条

中世の「ふるまい」の意味について

御雑色兵衛・兵衛三郎御みやうせい礼参、酒のませ候て返也

C、文明三年（一四七二） 一二月二八日条

昨日菅浦大豆三俵進納、惣才二十はい宛也、今日取納惣才廿八はい在之、使二さけのませ候也

D、文明九年（一四七七） 六月六日条

高野蓮養鮎五十五くれ候也、使二酒のませ候也

右に挙げた四例は、AとDが大沢久守による記載であり、BとCが大沢重胤による記載である。つまり、記主は一人ではないことを留意しておきたい。

訪問者については、Aが長講堂の小子の訪問ということがわかる。長講堂の小子については、長享三年（一四八九）六月二七日条に「長講堂御せウシ、三嶋コユミノ事」とあつて使者を務めていることが確かめられるので、おそらく本条文の小子も長講堂の使者として大沢の屋敷へ訪問してきたものと考えられる。

Bは、雑色の二名が挨拶に来たので酒を出したというものである。Cは、内蔵寮御厨子所領の近江国菅浦より年貢の一つである大豆の納入に関して、伝達に来た使者に酒を出したというものである^⑤。そしてDは、山科家が管理している朽木口の率分関の代官の上高野の蓮養坊の許から鮎が届けられ、その使者に対して酒を出したというものである^⑥。

ここで、訪問客・使者に対して酒を出す行為に関する表記の部分をみると、訪問者の立場に関係なく「酒のませ候」となっていることがわかる。『山科家礼記』には、他にも多くの訪問者が登場するが、その訪問者に出す酒については、「酒のませ候」や「有酒」の記載が多くを占めている。翻って、訪問者に対して酒肴を出すことは「ふるまい」の行為に該当しないということになる。

では、『山科家礼記』において「ふるまい」という語句がどのように

使用されているかを確認していきたい。同日記における「ふるまい」、「ふるまう」、「ふるまわれ」の文言が入っている記事について、それぞれ表にまとめた。この表を用いて、それぞれの文言を検討する。

(1) 「ふるまい」について

まずは「ふるまい」と記される行為において、【表1】を用いつつ、誰が「ふるまい」の記事における主語となっているかを確認したい。その際、主語の人物がどこにいるのかということにも注視していくこととする。

①の事例は、応仁二年（一四六八）二月七日に、大沢重胤が山科へ下向している時の内容である。具体的には、同年二月四日条に山科小山水寺とその寺領を承泰藏主という者に前年一二月二三日付で幕府が安堵をしたことが端緒である。重胤と大沢久守は、幕府の措置に納得のいかな山科小山の者らと話し合いをしているのである。

その際、大沢両氏は橋兵衛の所に宿泊していたようで、表の①の記事の前には「今朝宿^{（久守）}兵衛、長州・予汁沙汰也」とある。その後、重胤は京都に向かい、山科小山水寺の件について、在京している公家の広橋綱光や幕府政所奉行人の飯尾為種らに報告をし、再び橋兵衛の所に戻ってきている。そこで「今夜橋兵衛殿ニ餅酒ふるまい也」と、重胤が宿泊先の橋兵衛に餅と酒を「ふるまい」しているというものである。要は、日中に京都へ行っていた重胤が宿の世話になっている橋兵衛宅に土産を持参したということであろう。

結局、この事例における「ふるまい」とは、重胤にとって他所にあたる宿泊先の主へ酒肴を手土産として持参していることを指しているのである。ここが、「ふるまい」について招待客を接待することを説明していた『日葡辞書』や現在の理解と異なる点であろう。

【表1】『山科家礼記』にみえる「ふるまい」

年月日	記事
① 応仁 2.2.7	予京上、香水寺事如此之子細にて候よし、広橋殿・肥前殿・四郎左衛門・南西院御局申也、楚忽之儀と皆々被申、方々御年貢さいそく仕也、今夜橋兵衛殿ニ餅酒ふるまい也
② 応仁 2.3.4	次郎九郎はたこふるまいとて湯付沙汰、長門守殿・禪通・作州・与四郎・彦兵衛殿・予・将監・孫太郎皆々出来大酒也
③ 応仁 2.4.25	今朝長門守殿、美作左衛門・橋兵衛・新左衛門方ニ中酒さいふるまい申也、中酒と同前也
④ 応仁 2.9.16	将監方、新左衛門・新五郎・勢田・竹阿・予、餅ふるまい候也
⑤ 文明 3.11.4	御坊に朝飯・汁御沙汰候也、後昼百喰御沙汰候也、御人数本所・御坊・宮内卿・御両所ハ酒候也、刑部卿こんにやく、松林院のし七十五本、津田宮内卿くるミ、法しやう坊ふ、次郎兵衛鯛、豊将監・美作左衛門・彦兵衛まんちう数十、予しいたけ、勝豊将監・次郎兵衛両人も、後又有酒也、各まけしゆのふるまい候也
⑥ 文明 3.12.7	次郎兵衛御坊の若衆此方各ニ夕飯汁中酒沙汰候、人々礼ニふるまい歟
⑦ 文明 3.12.29	今夜佐渡守出来、酒ふるまい也
⑧ 文明 4.11.28	左衛門方味曾焼汁・中酒ふるまい、俊蔵主御出候也
⑨ 文明 4.12.15	寺家御坊御上洛候、二十疋御ふるまい有酒之、納豆十 [] 同名掃部今日下向候也、御坊今日御とうりう、御坊 [] 宰相殿哥御弟師太刀金百疋、飯尾賀州所へ [] 十・こふ五ハ被持候て、予同道候て御出候、留守
⑩ 文明 4.12.26	原清今朝汁中酒ふるまい
⑪ 文明 9.3.22	岩崎方今夕汁、ゐ中下はたこふるまい也
⑫ 文明 12.10.8	今朝智阿ミはたこふるまい、ミそやき・しる、中酒
⑬ 文明 13.1.18	坂田方今朝はたこふるまいニ御汁ニて大酒候也

同様の事例が⑥の文明三年（一四七二）二月七日条である。この日の記録は、重胤と久守の両者のものが存在するので、比較してみたい。まず、重胤記には、同日朝に重胤が三井寺へ出向いて銭を借用し、その後、大津の「御房」に寄って米を銭に換えることについて話を付けていることが書かれている。そして次の記事に、

今夕予汁・中酒、さいしん飯沙汰之、御坊・宮内卿殿・刑部卿殿
御出、精進汁、あつめ汁・さい、御坊・長州かいあわひ兩人さい・
ふ、惣衆汁魚物也、飯一斗・酒二十疋、しつかい五百五十文入目也、
御坊の加賀来也

とある。ここから重胤は、御房において汁や中酒、飯の用意をしていることをみてとれる。また、他の人々も食事を持ち寄っており、大きな食事会となっていることが窺える。

これについて久守は、表の⑥の記事にあるように「次郎兵衛御坊の若衆此方各ニ夕飯汁・中酒沙汰候、人々礼ニふるまい歟」と記しており、重胤の行為を「御礼としての「ふるまい」なのだろうか」と、述べているのである。この事例からも重胤が他所に食べ物や酒を持参して馳走したものを「ふるまい」と表現していることが判明する。

他の記事をもても手土産が「ふるまい」に該当していることがわかる。例えば、表の②の応仁二年（一四六八）三月四日条の記事では、政所の次郎九郎が山科家家司らの許にタコを持参しており、これを「ふるまい」と表現しているのである。注目したいのは、訪問者である次郎九郎の「ふるまい」に対して、迎え入れた重胤の用意した湯付が「沙汰」と表現されていることである。つまり、この事例においても、他所から来た者による手土産が「ふるまい」と表現され、対して訪問者を迎えた者が用意したものについては「ふるまい」に該当しないことがわかる。

となると、⑦の文明三年二月二十九日条である「今夜佐渡守出来、酒

ふるまい也」とは、佐渡守に対して、記主の大沢久守が酒を饗応したのではなく、佐渡守が酒を持参したということになる。

よって、『山科家礼記』における「ふるまい」とは、訪問者を受け入れた側の者が訪問者に馳走することを意味するのではなく、訪問者が手土産にて馳走することについて「ふるまい」と表現していたことが判明した。

(2) 「ふるまう」について

先に確認した『時代別国語大辞典 室町時代編』では、「ふるまう」について「しかるべき心づかいをして、酒食や金銭を用意し、もてなしたり、慰労したりする」と説明されていた。では、『山科家礼記』にみえる「ふるまう」の意味は、これに該当するのだろうか。また、前節でみた「ふるまい」とどのような違いがあるのだろうか。本節では、これらの点に着目して検討を進めていきたい。

まずは、【表2】⑧の文明四年（一四七二）一月二十八日条の「五郎右衛門鮭之しる仕、中酒までふるまう」という記事を検討したい。ここにみえる五郎右衛門とは、⑧の前日条に「新五郎」が「五郎右衛門」に改名したことにつき酒宴が催されたことが書かれているので、元は新五郎という名であったことがわかる。

新五郎の名字は、⑧の前々日条によると「吉田新五郎上洛、夕飯中酒沙汰候各二」とあり、吉田の名字であることがわかる。このことをふまえ、寛正四年（一四六三）閏六月二十六日条をみると「ミのより吉田新又さゑもん上、米上候、新五郎ミやけ、さきのあらまき二、革手郷年貢国にて拾貫文請取也」という記事があり、新五郎は美濃国革手郷の年貢納入を行っている者であることが確かめることができる。ここに記される「吉田新又さゑもん」は、新五郎（五郎右衛門）と同じ吉田の名字であることから、同族の者である可能性があるだろう。ちなみに、新

【表2】『山科家礼記』にみえる「ふるまう」

	年月日	記事
①	寛正 4.1.10	かわしまのさへもん太郎出来、三百文ふるまう飯酒
②	寛正 4.⑥.17	石川隼人こふまけふるまう、中酒
③	寛正 4.7.23	せんそうか子おうち出来、五百文ふるまう、さけをのませ返候也
④	寛正 6.12.13	今夜山門法師兩人百疋宛ふるまう、さけあり、
⑤	応仁 2.5.11	予今日彦兵衛殿・慈鏡・将監・長拾坊・衛門入道・弥五郎湯付仕也、酒ならさけふるまう也
⑥	文明 3.11.27	夕、宮内卿うとんにて酒ふるまう
⑦	文明 4.5.25	ミのの百姓わた弥四郎二百文、とくみつ二郎さへもん茶十袋く [] ふるまう、二郎さへもん御出候、二郎太郎私用上候也
⑧	文明 4.11.5	五郎右衛門鮭之しる仕、中酒までふるまう
⑨	文明 9.①.14	一文字しる、岩崎方ふるまう也
⑩	文明 9.①.21	粟津弥四郎方せいろ酒ふるまう
⑪	文明 9.5.30	彦兵衛ふなのすし・中酒ふるまう、俊蔵主・佐渡守・岩崎・掃部助
⑫	文明 9.12.7	河嶋しやうゑい出来候、さとの庵より二十疋ふるまう、これハ畠をきしんのゆへなり、もちいにて酒のませ候也
⑬	文明 9.12.30	岩崎方十疋ふるまう
⑭	文明 12.5.21	小南中務合力取候とて十疋ふるまう、朝酒中酒也
⑮	文明 13.5.22	二条高橋出来候、十疋ふるまう、夕飯にて酒也
⑯	文明 18.3.25	にし口入道たつミ口のものの中たうし七人出来、宇治さたわたのもの候、むかしよりやまとくしかき・くるミ・かへうら・さるおうるたるおさへとる之よし申之、我々三々てくしかき、高橋方いや六なとり候歟、曲事、今日二百文ふるまう、酒候也

※年月日の丸囲の数字は閏月を表す

五郎はここでも鮭を土産に持参しているようである。

⑧の記事に戻ると、以下、虫損部分によって詳細には分からないものの、「与文申彈正忠」「甘御方口宣出之」「とあることから、この時に新五郎は「右衛門」の官途の承認を得たということであろう。つまり、五郎右衛門に名を改めた新五郎は、官途を承認してもらったことについての御礼として鮭汁と中酒を馳走したと理解できる。

留意しておきたいのは、新五郎の用意した「鮭之しる」は「仕」と記載され、中酒は「ふるまう」と表現されていることである。そこで【表2】を閲覧すると、半数以上が「ふるまう」対象に酒が示されていることがわかる。

次に、⑫の文明九年（二四七七）九月二七日条の記事をみてみたい。ここには、「河嶋しやうゑい出来候、さとの庵より二十疋ふるまう、これハ畠をきしんのゆへなり、もちいにて酒のませ候也」とある。これは、河嶋郷の年貢納入者として、たびたび日記上に現れる正永が大沢久守の許に向き、河嶋郷の庵へ「二十疋ふるま」ったという銭を運び入れたものである。大沢久守はその正永に対して、餅と酒を出していることがみえる。ここでもやはり、久守が訪問者に出した餅と酒については「ふるまう」を使用していないことを確かめられる。

この事例で注目したいのは、庵による銭の返礼に「ふるまう」が充てられていることである。このことは前節の「ふるまい」には見られなかった。他にも【表2】①③⑬⑯の記事は、銭の「ふるまう」の事例である。つまり、「ふるまう」は酒のみならず銭にも当てられる文言であったといえる。

他方、⑪の文明九年五月三〇日条をみると、「彦兵衛ふなのすし・中酒ふるまう」とあり、大沢久守の息子である重致（彦兵衛）も「ふるまう」の行為を行っていることがみえる。この四日前の二六日条をみると、重

致は近江国坂本へ下っており、二九日に京都へ戻ってきている。重致が近江国の名物である「ふな(鮒)のすし」と中酒を「ふるまう」のは、それらが近江から戻ってきた際の土産だったということになる。ここでこの時「ふるまう」を受けた者を注視すると、「俊蔵主・佐渡守・岩崎」や掃部助（大沢重有）など、京都に居た者らであったことを認められる。

よって、「ふるまう」は「ふるまい」と異なり、酒肴のほかに銭も「ふるまう」の対象であったことが判明した。このことは、『時代別国語大辞典 室町時代編』に「酒食や金銭を用意し、もてなしたり」と説明されていたことと合致しているといえる。ただし、酒や食べ物、銭を「ふるまう」のは、「ふるまい」と同じく訪問者や帰宅者を迎え入れる側にいる日記の記主ではなく、訪問者や帰宅者側であった。

(3) 「ふるまわれ候」について

最後に、『山科家礼記』にみえる「ふるまわれ候」について検討したい。「ふるまわれ候」は、「ふるまい」や「ふるまう」よりは事例が少ないことが【表3】からも明らかである。ただし、「ふるまわれ候」の表現のうちのほとんどが、大沢重胤による記事であることに注意される。つまり、家司である大沢久守ならばともかく、そうではない重胤には、自らより立場が上の者が多く存在するのであって、そうした者の行為に対して尊敬の意を示す「られる」を付けたものと考えられる。問題は、第一節でみた「ふるまい」と第二節でみた「ふるまう」のどちらの解釈が該当するのかわかることである。

まず、【表3】①の応仁二年（二四六八）三月九日条の記事には、「弥五郎弓二勝、酒ふるまわれ候也」とある。これは、山科東荘の弥五郎が弓の勝負に勝ったことで、弥五郎が酒を「ふるまわれ」という内容である。彼が酒を馳走した対象は、おそらく、その試合に参加した人々や見

中世の「ふるまい」の意味について

【表3】『山科家礼記』にみえる「ふるまわれ候」

①	応仁 2.3.9 (重胤記)	弥五郎弓二勝酒ふるまわれ候也
②	応仁 2.3.11 (重胤記)	禪通今朝たうふしるふるまわれ候也
③	応仁 2.4.9 (重胤記)	俊蔵主出来酒ふるまわれ候、代式十疋計入候也
④	応仁 2.12.17 (重胤記)	僧都房夕飯のさい中酒ふるまわれ候也
⑤	文明 4.11.6	豊将監方是とまれ候、酒ふるまわれ []
⑥	文明 13.12.2	今夕坂田方キシヤキニテ酒ふるまわれ候也

物者ということになるか。すなわち、試合に勝った者が他の人々へ酒を馳走するものであったことをうかがい知れる。

右のことを踏まえた上で、同日条の別の記事をみると、
美作左衛門方勝負沙汰、予まけ候て酒申也

とあり、この記事も同じく弓の勝負に関するものであることが予想され、予（重胤）は美作左衛門方の者に負けていることがわかる。続けて記事を読むと、負けた重胤が酒を申沙汰をしているようにも読めなれないが、前述の例を踏まえるならば、重胤は負けたことよって酒を飲んだということになる。つまり、この事例において「ふるまわれ」た物は酒ということになる。

他の「ふるまわれ」た事例をみてみると、「ふるまわれ」た物は②の豆腐の汁以外、ほぼ酒であり、銭は含まれていないことがわかる。よって、「ふるまわれ候」は「ふるまい」を尊敬表現にしたものということになる。

第二章 『言国卿記』にみえる「フルマイ」と「フルマウ」

次に、前章で扱った『山科家礼記』の記主である大沢久守・重胤の主人にあたる山科言国が記した『言国卿記』を用いて、同日記上の「フルマイ」および「フルマウ」を検討したい。ここで注視したいのは、『山科家礼記』にみえたような「フルマイ」と「フルマウ」に相違点があるかどうかということである。なお、本章では、刊本史料の表記に従い「フルマイ」・「フルマウ」・「フルマワレ」を片仮名で表記していく。

まずは、『言国卿記』において、言国へ酒肴が出された場合の表現に「フルマイ」・「フルマウ」以外のものもあるのかを確認しておきたい。文明六年（一四七四）一月一六日条の記事には、

晩影ニ二位礼ニ来、ヲケ一持来也、宮内卿ムカイヨリ上来、酒アリとあり、言国の許に二位坊が酒桶を手土産に挨拶に来ている。さらにこの時、宮内卿という者も訪ねてきており、二位坊・宮内卿ともに言国と「酒アリ」になっていることがわかる。つまり、二位坊が持参した酒で酒盛りをしたということになる。『言国卿記』には、このように言国が飲酒をすることについて「酒アリ」と表現している事例を多く確認できる。

ちなみに二位坊や宮内卿とは、応仁・文明の乱中に近江国坂本へ避難していた公家や、山科家家司の大沢久守、そして言国の避難先であった寺家御房に集う山徒らとの間に出来上がった「文化サロン」のメンバーだった山徒である。^⑦

また、同年五月二五日条の記事には、「今日、朝飯中酒汁ヲ左衛門ミヤケトテ興行了」とあり、左衛門が土産として中酒と汁を馳走してくれたことがわかる。これは、第一章の事例に照らし合わせれば、「ふるまい」にも「ふるまう」にも該当すると考えられる事例であるが、あえて言国は「興業」と表現しているのである。

これらの事例からは、山科言国が酒肴が提供されることについて『山科家礼記』よりも多くの語を用いて表現していたことをうかがい知れる。つまり、『言国卿記』における「フルマイ」や「フルマウ」には、『山科家礼記』における「ふるまい」や「ふるまう」とは別の意味を持つ可能性があると考えられる。この点を押さえておきつつ、検討を進めていきたい。

(一) 「フルマイ」について

【表4】は、『言国卿記』にみえる「フルマイ」の語が使用されている記事を抜き出したものである。この表の中から、言国が関与する事例と言国が関与しない事例の二つの視角から、「フルマイ」の語がどのような場合を示すために使用されていたのかを検討していきたい。

まずは、言国が関与する事例からみていきたい。【表4】を通覧すると、「フルマイ」の語の殆どが酒（中酒含む）の提供を示していることがわかる。そのなかで、②の文明十年（一四七八）一月二二日条に注目すると、「朝今日朝飯汁・中酒、景覃フルマイ也」とあるように朝飯の汁と酒について景覃坊による「フルマイ」があったことを示している。

また⑨の明応三年（一四九四）一〇月四日条では、「東向予二汁中酒フルマヒ也」とあり、言国の妻を指す「東向」が夫へ汁と中酒を「フルマヒ」したとある。菅原正子氏の研究によれば、言国の妻は山科家において年貢等の支給を受けており、自らの銭を有していることが明らかにされている。^⑧ そうしたことを踏まえると、言国の妻は自らの銭で夫へ汁と酒を馳走したというように読み取ることができる。

その他、⑥⑦⑧は、山科家の使用人である官女らが「フルマヒ」をしている事例である。この三点の事例で注目したいのは、誰が酒の用意をしたかどうかである。⑥の明応二年七月一四日条、および⑧同年一月

【表4】『言国卿記』にみえる「フルマイ」

	年月日	記事
①	文明 10.5.23	晩影ニ外様ニテ酒在之、三郎兵衛フルマイ歟
②	文明 10.11.22	今日朝飯汁・中酒、景覃フルマイ也
③	文明 13.2.14	夕飯汁・中酒等長門守・少輔以下興行也、昨日ノ物参に、兵衛女房坂迎トテ帰テ酒ヲス、ムルト云々、其ハタコフルマイ歟、予モ外様ニテ供御ヲクイ畢、御局ヨリノカモヲモテウシサセ賞翫也
④	文明 13.6.30	南洞院御布施フルマイニ樽一・ウリ・カラナトウノ袋被持来、則各青侍共、長門守ヲハシメテ召寄酒在之、兵衛尉方ヘモ被樽遣云々
⑤	文明 13.11.16	山科郷者シテノ井、長門守・兵衛尉ニフルマイ来云々、就公事辺云々、酒在之
⑥	明応 2.7.14	朝飯汁中酒ヲ〔官女〕大夫・茶子・阿か、以下フルマイ畢
⑦	明応 2.8.19	今日早々本是ニ置之、官女アカ、来、朝飯申付、予中酒ヲフルマイ畢、不寄思之儀也
⑧	明応 2.11.2	朝飯中酒ヲ官女アカ、フルマヒ畢
⑨	明応 3.10.4	東向予ニ汁中酒フルマヒ也、御服御調料七十疋被出〔御サシ糸マテ也〕
⑩	明応 7.1.22	周快可被来由申書状遣之、即来臨、ウトンヲ申付、周快・侍者、女中衆フルマヒ畢
⑪	明応 7.2.10	周快夕方宿来臨、夜千代一盞ヲフル舞畢
⑫	文亀 1.2.3	内蔵頭先日鞍馬参、〔ヒシヤモンヒロウ〕フクフルマイトテ中酒酒（ママ）在之、目出々々、男・女房ニ餅ニテ酒ヲ召出ノマセ畢、
⑬	文亀 1.2.18	恵命院内蔵頭可被来之由之間来臨、昨日之樽之フルマヒヲ申付、内蔵頭酒ヲマイラセ畢
⑭	文亀 1.4.9	西宮伯三位ヨリ使ニ弥五郎〔本ノ千夜叉〕上了、此方ニテ夕飯申付了、是ニ宿也、夕飯中酒ヲフルマイ畢、
⑮	文亀 1.6.9	今日早旦御堂兩度参詣畢、其後時在之、中酒御汁〔竹子〕坊ヨリフルマイ畢、坊主出合酒ノミ畢、次下向畢、供孫四郎・弥五郎・彦男也
⑯	文亀 1.6.15	昨日ノサシキ物、正親町〔四十疋〕・御局〔十疋〕・恵命院〔十疋〕、此方ヨリ五十疋、其外樽色々此方フルマイ也
⑰	文亀 1.7.20	広橋坊ヨリ御僧使ニテ予可来由問、予倉部・妙法坊同道行、坊主〔エントン坊〕フルマイニテ酒在之、ウタヒナト在之、其後予坊ヘ広橋又被来、坊主又フルマイニテ酒在之、広橋予坊ニ其マ、被宿了
⑱	文亀 1.7.21	今日暁天ニ立出イソキ畢、中酒坊ヨリ出也、広ハ坊ヘ被帰了、次立出以後御堂参、其ヨリスクニ下向也、広橋同道、市原野ニテ広橋フルマイニテ酒在之、五過時分ニ〔京ヘ〕下向畢、広橋ハスクニ被帰了
⑲	文亀 1.9.3	今日時御汁・中酒坊ヨリフルマイ也、〔来九日〕祭酒ノ口ヲヒラクトテ、酒ヲ予ニシキ、畢、目出々々、時以後御堂参詣、其ヨリスクニ下行畢、今日ハエン日申寅之間大参也、昼過時分ニ下向了
⑳	文亀 1.9.26	昼過時分ニ伯卿・予同道、異体ニテ也、子供彦兵衛尉・孫四郎・三郎衛門尉・彦男等也、ホウシヤウシニテ伯フルマイニテ酒在之
㉑	文亀 2.11.10	東向夜小田楽興也、鳥羽米フルマイ也
㉒	文亀 2.12.23	女房衆、大夫、阿茶、予ニ朝飯中酒フルマイ了

中世の「ふるまい」の意味について

一一三三

二日条の記事からは、この官女らが朝飯と中酒を用意した場合に「フルマイ」の語が使用されている。

一方、⑦の同年八月一九日条の記事では、言国が官女のアカ、へ朝飯を申し付けていることからして、朝飯を用意したのは、官女ということが予想される。ただし、ここでは官女の用意するであろう朝食ではなく、「予中酒ヲフルマイ畢」とあるように、酒を提供している言国の行為に「フルマイ」の語が使用されているのである。ここでいう酒の提供とは、山科家の当主である言国が酒を容器に入れて運んでくることは想定し難いことから、言国が酒代を支払ったという意味で捉えるべきであろう。

すなわち「フルマイ」は、誰かによって酒や酒代が提供された時に使用された語であることが考えられる。これまでに見た②や⑨の事例を振り返っても、「フルマイ」は汁ではなく酒の用意にのみを示していた語であった可能性が出てきたといえる。

この可能性を考察するにあたり、⑫の文亀元年（一五〇一）二月三日条の記事をみてみよう。⑫には、

惠命院、内蔵頭可^レ被^レ来之由之間来臨、昨日之樽之フルマヒヲ申付、内蔵頭酒ヲマイラセ畢

とある。惠命院は言国の息子である内蔵頭言綱に関することで、山科家を訪問しに来たということである。そこで言国は、言綱に「昨日之樽之フルマヒヲ申付」け、言綱が酒を持ってきていることがわかる。ここにみえる「昨日之樽」について前日条をみると、

一、賀州ヨリ便宜在^レ之、為^二内蔵頭元服礼^一、阿子御料人方ヨリ内蔵頭方へ樽代百疋上也、目出々々、予方へイリコーソク・シホヒキ一ツ、ミ上^了、其外東向昏一ソク上也、高倉へモイリコ色々事云々

一、彼樽代ニテ酒ヲ召寄、男・女房召出酒ノマセ畢、目出々々

とあり、言綱の元服祝いに、白山長吏澄明の妻である言国の娘阿子から酒代が届いたことがみてとれる。そして、この酒代にて酒を買い、使用人も含めた山科家の面々でこれを飲んで祝ったことを窺える。右のことを踏まえつつ⑫の記事に戻ると、惠命院は言綱の元服祝に關係して山科家へ訪問してきたと思われる。

ここで特筆したいのは、言国が言綱に「昨日之樽之フルマヒヲ申付」けたことである。これは右にみたように、阿子が贈ってきた酒代で購入した祝い酒の樽のことであり、言国は言綱へこの酒を惠命院のために用意するように命じているのであるが、このことを「フルマヒヲ申付」と表現しているのである。

他方、言国が全く関わらない事例もみてみよう。⑤の文明一三年（一四八二）十一月一六日条の記事には、「山科郷者シテノ井、長門守・兵衛尉ニフルマイ来云々、就^二公事辺^一云々、酒在^レ之」とあり、山科郷の四手井が久守らの許へ年貢に関するにつき相談に来たとみてとれる。その際に四手井が久守達へ「フルマイ」を行い、飲酒があったということがある。

右の事例は、言国が報告を受けたことについて日記に記したものであると想定される。この「フルマイ」において酒が出されたことは記載されている通りである。とすれば、その場に言国がいない場合においても、同日記の「フルマイ」の文言には、酒が用意されるという意味を含んでいるとみてとれる。

以上のことから、『言国卿記』に記載される「フルマイ」が意味するのは、酒の用意をすることにあつたということが明白となった。

(2) 「フルマウ」について

『言国卿記』にみえる「フルマウ」については、【表5】にまとめた。

【表5】『言国卿記』にみえる「フルマウ」

	年月日	記事
①	文明 8.9.21	井上小三郎来也、兵衛方へフルマウ歟、予対面也、酒アリ
②	明応 2.12.24	今日朝飯汁中酒ヲ官女共フルマウ也、御トフラヒ取故歟
③	明応 3.7.11	御乳夕飯時分来、中酒ヲフルマウ也
④	明応 7.2.4	官女アカ、里ヨリ帰トテ、夜酒ヲフルマウ也
⑤	明応 7.6.25	彼ムカテ此方イヌイノ方へオサメ畢、然間稲フルマ [] 酒ヲ召寄□了、周快此方之事、是ニ被宿了
⑥	文亀 1.6.12	加州シラ山阿子方ヨリ音信在之、東楽坊使ニ上也、予方へ梅染帷 [文サ、]・アセノコイノ布・イリ子 [一ソク]、内蔵頭方へ同梅染帷、東向へカツキノ布、其外色々上了、トウカクニホシイ、色々ニテ酒ヲノマセ畢、予ハ先不對面、武家御所細川・勢州へ馬共ヒカセ上云々、武家進上御馬御意ニアヒ、近比見事ノ御馬云々、長橋紙一ソク、方々へ同之、藤宰相馬ノタンナ・ハルヒ上云々、西向へも色々上云々、又トウカク坊此方へ樽代トテ二十疋フルマウ也
⑦	文亀 1.7.20	予宿坊如常妙法坊也、広橋ハ円トン坊也、広橋夕飯此方へ被持来、中酒予フルマウ也、夕飯以後御堂同道參了、広坊へ帰サニ行テ後ヤカテ帰了
⑧	文亀 2.2.24	今日坊ヨリ朝飯中酒出、然間坊主出合了、其後則下行也、イチハラ野ニテ昼ヤスミ在之、茶ヤヨリフルマウ、昼過時分下行了
⑨	文亀 2.3.16	華雲庵へ蕨一盆遣了、イツワラ茶ニ来フルマウ也
⑩	文亀 2.11.18	少輔東向留寸事トテ夕飯中酒フルマウ、喜入了

中世の「ふるまい」の意味について

見ての通り、事例はさほど多くない。まず②の明応二年（一四九三）二月二四日条の記事をみてみよう。

今日朝飯汁・中酒ヲ官女共フルマウ也、御トフラヒ取故歟

右は、今日の朝飯の汁と中酒を官女らが「フルマウ」行為をしており、その理由については、「御トフラヒ取故歟」と言国は述べている。ここに見える「御トフラヒ」は給料に相当する。このことから言国は、官女らへ給料を渡したので中酒をご馳走してくれたのかと考えたことが窺える。つまり、この事例では、酒を用意したことについて「フルマウ」が使用されており、第一節の「フルマイ」と変わらない使われ方をしていることがわかる。

また、⑦の記事もみてみたい。⑦の記事の前の一つ書きには、

今日朝飯以後ヨリ予鞍馬寺參詣也、廣橋来、同道也、予供孫四郎・三郎衛門尉、廣橋源藏主申御僧同道也、市原野ニテ廣橋各ニ、予樽持酒ヲマイラセ畢、鞍馬へ八時分ニ參ツキ畢

とあり、言国は廣橋守光と共に鞍馬寺參詣に出かけていることがわかる。この時に言国は、酒樽を持参していることが確かめられる。そして、この続きが⑦の記事になる。⑦には、

予宿坊如^レ常妙法坊也、広橋ハ円トン坊也、広橋夕飯此方へ被^ニ持来^一、中酒予フルマウ也、夕飯以後御堂同道參了、広坊へ帰サニ行テ後ヤカテ帰了

とあり、言国の宿坊へ守光が夕飯を持って訪問してきたので、言国は守光へかの酒樽の酒を「フルマウ」ことをしている。つまり、ここでもまた「フルマウ」は酒を用意していることを指しているのである。さらに続きをみてみよう。

廣橋坊ヨリ御僧使ニテ予可^レ来由問、予・倉部・妙宝坊同道行、坊主へエントン坊へフルマイニテ酒在^レ之、ウタヒナト在^レ之、其後

予坊へ廣橋又被^レ来、坊主又フルマイニテ酒在^レ之、廣橋予坊ニ其マ、被^レ宿了

右によれば、今度は、守光の宿坊から使いの僧が言国の許へやってきたので、言綱らと共に守光の宿坊を訪ねたところ、宿坊の坊主による「フルマイニテ」酒が出されたことがわかる。その後、「ウタイ」等を行った後、再び言国の宿坊へ守光もやってきて、また坊主の「フルマイ」にて酒が出され、守光はそのまま言国の宿坊へ泊まっていったという。言国ら、守光の両者とも酷い飲んだくれ様であったことがよくわかる。

ここで注目したいのは、第一節で検討した「フルマイ」と本節で取り上げている「フルマウ」を同時に使用していることである。しかし、両者とも酒の用意について述べていることは変わらないことから、「フルマイ」・「フルマウ」共にさして意味の違いは無いと考えられる。すなわち、『言国卿記』における「フルマイ」と「フルマウ」の語彙の違いは殆どなく、どちらも酒の用意を意味しているということになる。

(3) 「フルマワレ」について

最後に『言国卿記』にみえる「フルマワレ」について検討したい。【表6】は、同日記に使われている「フルマワレ」の記事をまとめたものである。表からわかるように、そのほとんどが「フルマワレ畢」や「フルマワレ了」と表現されている。そして、「中酒フルマワレ畢」や「一盞ヲフルマワレ畢」などであることから、「フルマワレ」もまた、酒の用意という意味で使用されていることがわかる。

他方、表からは、「周快」という者の行為として使用されている事例が多いように見受けられる。この周快とは言国の義弟（言国妻の弟）であり、言国の使者を頻繁に務めていることが確認できる者である。

では、その周快に関する記事をみてみよう。『言国卿記』明応七年六月

【表6】『言国卿記』にみえる「フルマワレ」

	年月日	記事
①	明応 3.6.27	東向朝飯中酒フルマワレ畢、御直衣ハリ事被申付畢
②	明応 7.4.20	周快夜宿来臨、一盞ヲフルマワレ畢
③	明応 7.4.25	周快宿被来、予一盞ヲフルマワレ畢
④	明応 7.5.3	周快宿ニ来臨、侍者此方事ニテ、夜ニ入予・周快ニ侍者一盞ヲフルマワレ畢
⑤	明応 7.6.19	周快昨日ヨリ此方事ニテ、朝飯中酒留寸事ニフルマワレ畢
⑥	明応 7.6.27	八時分周快又被来、ウリ事トテウリ酒召寄フルマワレ畢、其後被帰之、明日南都へ被下云々
⑦	明応 7.7.4	今日朝飯中酒ヲ東向フルマワレ畢
⑧	文亀 1.1.29	朝飯中酒御フクロヒシヤモンヒロウ日出由申フルマワレ畢、此方中酒別而在之、日出々々
⑨	文亀 1.6.6	恵命院マキ色々ニテ酒ヲフルマワレ了、男衆・女房衆コト々々召出、酒ヲノマサレ了
⑩	文亀 1.8.13	御フクロニ周快物ヲ被進トテ、夕飯中酒フルマワレ畢
⑪	文亀 2.4.19	周快予ニ盞ヲフルマワレ了
⑫	文亀 2.5.21	周快来臨〈江州ヨリ被上之〉阿波一宮可下用也、朝飯時分中酒分了、又夕飯中酒周快フルマワレ了
⑬	文亀 2.5.22	宗円朝飯汁〈竹子〉、中酒又フルマワレ畢、昼被帰也
⑭	文亀 2.7.9	今日朝飯、中酒東向フルマワレ畢
⑮	文亀 2.7.19	周快朝飯中酒ヲフルマワレ畢、各同之、昼過時分、周快江州へ被下畢
⑯	文亀 2.9.28	周快晩景一盞ヲフルマワレ畢

五日条には、

今日周快此方事之間、朝飯申付、其後被_レ帰了、坂本小五月アリト
テ見物被_レ行云々

とあり、言国は周快の行為を記録する際に、尊敬を意味する「らる」を付けていることがわかる。つまり、周快の「フルマウ」に「らる」が付いて「フルマワレ畢」という表現になったということを読み取ることができる。

【表6】からは、周快の他に言国がその人の行為に「らる」を付ける相手として、妻の「東向」が存在する。前述の周快の記事の二日前にあたる同年六月三日条には、

東向里へ当年始テ被_レ行畢、樽代被_二持之_一畢、留寸間周快相留申
畢、同被_レ宿也

とあり、言国が東向に対しても「らる」を使用していることがわかる。【表6】から、①や⑭のように「東向」による酒の「フルマワレ」が確認できるのも、東向の行為に「らる」を付けていることと同義であろう。

いずれにしても、「フルマワレ」もまた酒の用意を意味する文言であることは間違いないだろう。したがって、『言国卿記』における「フルマイ」「フルマウ」「フルマワレ」は全て同義であり、酒の用意を意味する文言として使用されていたことが明らかとなった。

おわりに

本稿は、古記録類に散見される「ふるまい」の文言について、どのような意味を含めて使用されてきたのかということ、応仁・文明の乱前後の古記録である『山科家礼記』と『言国卿記』を用いて検討を試みたものである。「ふるまい」の語は、飲酒場面とともにみえることから、当

時の酒の消費量の検討に繋がると考えた。本稿では、前述の二つの古記録の中から「ふるまい」「ふるまう」「ふるまわれ」を含んだそれぞれの事例を収集して検討を行った。

そうした「ふるまい」の語の意味として、現在では「もてなし」の同義とみなされ、客を招待して馳走することを想定して使用されている。また、戦国期についても『日葡辞書』によれば「招宴」や「ご馳走する」「人を招待する」など意味があらわれており、現在の理解とさして変わらなかったとみえる。しかし、本稿での検討により、次のことが判明した。『山科家礼記』における「ふるまい」は、「ふるまう」と異なる点があった。同記録において「ふるまい」とは、酒肴などの手土産を指しており、「ふるまう」には、酒肴に限らず錢も含まれていたのである。そして、「ふるまわれ候」は、家司の格にない大沢重胤の記録に現れるもので、「ふるまい」と同義で使用していたものだとことがわかった。

また、『言国卿記』においては、「フルマイ」「フルマウ」共に酒を馳走することを意味しているものであった。しかも、「フルマイ」を行う者は、招待した側の者が行うもの、もしくは招待された側の者が行うもの等というような立場の限定は無いようであり、ただ、その場の酒代を持った行為に対して使用されていたとみてとれる。他方、「フルマワレ」も「フルマイ」「フルマウ」と同様の意味で酒の馳走を意味しているものの、特定の人物の酒の馳走に対して使用されていたという特徴がある。したがって、『山科家礼記』と『言国卿記』において使用されている「ふるまい（フルマイ）」「ふるまう（フルマウ）」「ふるまわれ（フルマワレ）」の意味の認識については、両者で異なるものであり、しかも、現在の認識とも、『日葡辞書』の説明とも異なっていたことが明らかとなった。

以上の検討によって、両記録ともに「ふるまい（フルマイ）」「ふるま

う（フルマウ）・「ふるまわれ（フルマワレ）」が、飲酒と大いに関係していることは改めて確かめられた。今後、中世における酒の消費量を検討していくにあたり、やはり重要になってくる語であることは間違いないだろう。

ただし、「ふるまい（フルマイ）」・「ふるまう（フルマウ）」・「ふるまわれ（フルマワレ）」に注目するならば、『山科家礼記』と『言国卿記』における意味の認識の違いは、大沢久守・重胤と山科言国の身分差だったのか、はたまた世代差だったのか、ということ突き詰める必要が出てきたともいえる。このことを解明するためにも、さらに同じ時期の他の古記録を用いて検討することが肝要であろう。そして、『日葡辞書』の説明へ認識が変化する過程についても検証する必要がある。今後の課題としたい。

注

- ① 熊倉功夫「中世の汁ふるまい」(『ヴェスタ』二八号、一九九七年)。
- ② 橋本素子『中世の喫茶文化』(吉川弘文館、二〇一八年)。
- ③ 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編『角川古語大辞典』(角川書店、一九八二年)。
- ④ 室町時代語辞典編修委員会編『時代別国語大辞典室町時代編』(三省堂、

一九八五年)。

- ⑤ 菅原正子「山科家荘園の研究」(『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年)。神田裕理「山科家家司・大沢久守―多芸多彩な補佐役―」(日本史料研究会編『家司と呼ばれた人々―公家の「イエ」を支えた実力者たち―』ミネルヴァ書房、二〇二二年)。
- ⑥ 佐藤和広「中世関所に関する一考察―内蔵寮率分関を中心として―」(『駒澤大学史学論集』一八号、一九八八年)。
- ⑦ 下坂守「坂本の寺家御房」と山科家」(『中世寺院社会の研究』(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九九五年)。
- ⑧ 菅原正子「山科家の経済と「家」」(『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館、二〇〇七年、初出二〇〇三年)。
- ⑨ 菅原正子「山科家の経済と「家」」(既出)。同氏の研究によれば、山科家には官女が常に二・三人置かれていたという。

なお、本稿は二〇二〇年～二〇二一年度日本学術振興会科学研究費助成事業・若手研究二〇K二〇〇九〇、および、松下幸之助記念志財団二〇二一年度研究助成の研究成果の一部である。

(花園大学専任講師)